

入札公告

低入札価格調査制度適用 1 号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和 7 年 5 月 23 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名 令和7年度 生涯学習施設管理運営事業 黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事(電気)その2
- 2 工事管理番号 7-107-0067
- 3 工事場所 東広島市黒瀬町菅田
- 4 工事概要 **【建物概要】**
黒瀬生涯学習センター 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 5階建
延床面積 A=5,358.92m² 平成6年竣工
【工事内容】
黒瀬生涯学習センターの長寿命化改修に係る電気設備工事
動力設備工事、避雷設備工事、受変電設備工事、電力貯蔵設備工事、音響設備工事、
舞台照明・インカム設備工事、電灯設備工事、拡声・誘導設備工事、火災報知設備工事、
構内配電線路工事
【主要資機材】
電線・ケーブル類、電線管、照明器具
- 5 工期 本案件の請負契約は、東広島市議会の議決を要するものである。
議会議決の日の翌日から令和 8 年 4 月 15 日まで
※令和 7 年第 2 回定例会への上程を予定。ただし、低入札価格等調査となった場合は、令和 7 年第 3 回定例会への上程とする場合がある。
- 6 予定価格 301,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 調査基準価格 有り
- 8 建設工事の種類 電気工事
- 9 施工の方式
特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単体企業
ただし、特定共同企業体又は単体企業のいずれかでの参加しか認めない。
- 10 特定共同企業体の構成に係る要件
 - (1) 11に掲げる要件を満たす 2 者（代表者（A 群）及び代表者以外の構成員（B 群））で構成するものとする。
 - (2) 構成員の出資比率は 30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
 - (3) 特定共同企業体の結成は、各構成員の自由意思による任意の結成方式とする。
 - (4) いずれの構成員も本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることはできない。
 - (5) 施工の方式は、特定共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

1 1 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、それぞれに特記してある場合を除き、上記８の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 特定共同企業体 代表者 (A群)

ア 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種（以下「認定業種」という。）	電気工事			
イ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。			
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ。）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ。）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ。）。	広島県内に営業所を有する者			
エ 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう（以下同じ。）。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう（以下同じ。）。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（以下同じ。）。 ※認定等級（格付け）は、いずれの者であっても、Aであること（以下同じ。）。 <u>こと（以下同じ。）。</u>	(ア)	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	総合数値	780点以上
			年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(イ)	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（(ア)を除く）	総合数値	830点以上
			年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(ウ)	広島県内に主たる営業所を有する者（(ア)、(イ)を除く）	総合数値	880点以上
			年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(エ)	東広島市内に営業所を有する者（(ア)、(イ)、(ウ)を除く）	総合数値	930点以上
			年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(オ)	広島県内に営業所を有する者（(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を除く）	総合数値	980点以上
			年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
オ 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。（以下同じ。）。	問わないものとする。			
カ 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。（以下同じ。）。 ※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること（以下同じ。）。	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 (ア) 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 (イ) 電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 (ウ) 電気工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 (エ) 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者			

(2) 特定共同企業体 代表者以外の構成員（B群）

ア 認定業種	電気工事		
イ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。		
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等	広島県内に主たる営業所を有する者		
エ 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高	(ア) 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A
		年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(イ) 広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（(ア)を除く）	総合数値	730点以上
		年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
	(ウ) 広島県内に主たる営業所を有する者（(ア）、(イ)を除く）	総合数値	780点以上
		年平均完成工事高	構成員全員の総額（合計）が予定価格（税抜）以上
オ 同種・類似工事の元請施工実績	問わないものとする。		
カ 技術者	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 (ア) 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 (イ) 電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 (ウ) 電気工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 (エ) 代表者以外の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

(3) 単体企業

ア 認定業種	電気工事		
イ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。		
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等	広島県内に営業所を有する者		
エ 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高	(ア) 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	総合数値	780点以上
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	(イ) 広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（(ア)を除く）	総合数値	830点以上
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	(ウ) 広島県内に主たる営業所を有する者（(ア)、(イ)を除く）	総合数値	880点以上
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	(エ) 東広島市内に営業所を有する者（(ア)、(イ)、(ウ)を除く）	総合数値	930点以上
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	(オ) 広島県内に営業所を有する者（(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を除く）	総合数値	980点以上
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
オ 同種・類似工事の元請施工実績	問わないものとする。		
カ 技術者	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 (ア) 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 (イ) 電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 (ウ) 電気工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 (エ) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

- 1 2 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※「建設工事請負契約約款」については、令和7年4月1日改正後の約款を使用する。
 - (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
 - (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
 - (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
 - (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
 - (6) 契約後V E 対象案件：共通公告5F参照
 - (7) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。
令和7年度 支払限度額 153,000,000円（出来高予定額 請負代金額（税込）の40%）
令和8年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）
 - (8) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。
令和7年度 月1回を超えることはできない。
令和8年度 月1回を超えることはできない。
 - (9) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告5B(5)参照
 - (10) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置は認めない。
- 1 3 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提出資料		詳細	特定 共同企業体 代表者	特定 共同企業体 代表者以外の 構成員	単体企業
資 格 要 件 確 認 資 料	(1) 施工実績及び配置 予定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはE x c e l 形式で提出すること） ※ホームページに掲載している令和7年4月1日以降の新しい様式を使用すること。	○	○	○
	(2) 会社の実績を確認 するための資料	必要なし	—		
	(3) 技術者の資格を確認 するための資料	次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書の写し（又は、実務経験により主任技術者資格を満たすことが確認できる実務経歴書等）」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し」 ※様式第1の「配置予定技術者の従事形態」において、「下請契約の予定額が5,000万円（建築一式工事8,000万円）以上であるため、監理技術者として配置する」を選択した場合はアの資料を提出とすること（この場合、イは不要とする。）。	○	○	○
	(4) 技術者の経験を確認 するための資料	必要なし	—		
	(5) 誓約書 （様式第4号）	1部（特定共同企業体は、特定共同企業体名で作成すること。）	○		○
	(6) 建設業許可申請書 別紙二の写し	右に該当する者のみ必要	11(1)エ(イ)、 (エ)又は(オ)	11(2)エ(イ)	11(3)エ(イ)、 (エ)又は(オ)
	(7) 経營業務の管理責任者及び専任技術者 を確認するための資料	右に該当する者のみ①及び②を提出すること。 ①経營業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ②専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し	11(1)エ(イ)、 (ウ)、(エ)又は (オ)	11(2)エ(イ)又は (ウ)	11(3)エ(イ)、 (ウ)、(エ)又は (オ)

※(1)から(5)は○印のある者、(6)から(7)は該当する者が提出すること。
※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 4 低入札調査報告書等

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告5B(5)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	1 部 ■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条に規定する措置を講じる。
- (7) 配置予定補助者の資格及び経験は代表者に求める技術者の要件を満たすものとする。ただし、工事の経験のうち元請監督実績は必要ないものとする。

1 5 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和7年5月23日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和7年5月23日～ 令和7年5月29日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和7年5月23日～ 令和7年6月2日	質問書（様式第7）により都市交通部営繕課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。なお、特定共同企業体においては、質問書の提出は代表者が行うこととし、特定共同企業体名の名称の記載に加え代表者の記名があれば良いこととするが、特定共同企業体が結成できていない場合に限り、個別に質問書を提出しても良いこととする。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和7年6月4日～ 令和7年6月9日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和7年6月6日 （午前9時～午後5時）及び 令和7年6月9日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。特定共同企業体を結成して入札する場合は、入札時に特定共同企業体名を入力すること。 ※特定共同企業体において、入札は代表者のICカードを使用して行うこと。 ※特定共同企業体において、「入札金額の積算内訳書」は特定共同企業体の記名に加え各構成員が記名すること。 ※特定共同企業体において、入札時に各構成員が記名・押印した特定共同企業体協定書（任意様式）の写しを提出すること。
開 札 日 時	令和7年6月10日 午前9時5分	電子入札室（本館4階）で行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 6 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるもので、落札決定後、仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約とするものとする。
- (2) 開札の日から市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者である単体企業、又は特定共同企業体の構成員の全員若しくは一部の者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とし、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
- ア 共通公告1(1)、(2)又は(3)に掲げる事項
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者
- ウ 本市の指名除外措置を受けている者
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

1 7 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）

業者一覧表を閲覧するためのパスワードは

“68120654” （半角数字 8 桁）です。

業者一覧表の配布を希望する方はこちらのパスワードを使用して、東広島市ホームページからダウンロードしてください。